

12. 障がい者の福祉

(1) 身体障がい者 2-3

身体障がい者は、1級から6級までの等級による身体障害者手帳を受け、その手帳に基づいて施設の入所、補装具費の支給、更生医療の給付、重度障がい者に対する日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣などの援護を受けることができる。

障がいの原因は、大半が疾病によるものであるが、交通災害、労働災害によるもののほか、医学の進歩等にみられる平均寿命の伸びによる高齢化に伴う障がいが増加しつつある。

今後は、2種類以上の身体の障がいをもつ重複障がい、身体障がいと精神障がいの合併障がい、重度の知的障がいと重度の肢体不自由との重症心身障がい児の問題など、障がいの種別や程度に応じた社会復帰対策や社会活動促進対策を中心に、きめ細かい施策を積極的に推進する必要がある。

① 身体障害者手帳所持者数（平成22年3月末現在）

種 別 \ 年 度	21 年 度
視 覚 障 が い	873
聴 覚 障 が い	937
言 語 障 が い	110
肢 体 不 自 由	5,782
内 部 障 が い	2,714
計	10,416

※未届出の異動者を除く。

② 障がいの等級別状況（平成22年3月末現在）

（単位：人）

種 別 \ 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 が い	322	241	67	65	100	78	873
聴 覚 障 が い	89	224	108	204	4	308	937
言 語 障 が い	5	12	51	42	0	0	110
肢 体 不 自 由	901	1,163	905	1,336	1,106	371	5,782
内 部 障 が い	1,718	23	519	454	0	0	2,714
計	3,035	1,663	1,650	2,101	1,210	757	10,416

(2) 知的障がい者 2-3

知的障がい者とは、主として知能の発達が遅れている状態の人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人をいい、次のように大別される。

- ① 最重度（I Q20以下） 日常生活において全面的に介助が必要
- ② 重 度（I Q21～35） 日常生活においてかなりの介助が必要
- ③ 中 度（I Q36～50） 日常生活能力はかなりあり、単純労働は可能

- ④ 軽 度（I Q51～75） 日常生活、社会生活能力はかなり高く、やさしい条件のもとでは独立自活も可能

知的障がい者と判定された人には、福祉事務所を通じて療育手帳が交付され、手帳に基づいて、各種の援護を受けることができる。

療育手帳所持者数（平成22年3月末現在）

区 分		年 度	21 年 度
療育手帳 A	18歳未満		174
	18歳以上		603
	小 計		777
療育手帳 B	18歳未満		233
	18歳以上		880
	小 計		1,113
計			1,890

(3) 精神障がい者 2 - 3

精神障がい者とは、統合失調症・そううつ病・精神作用物質による中毒症又はその依存症・精神病質等の精神疾患を持つ人のことをいい、自立支援医療（精神通院）を受けている人の数は2,647人となっている。

平成7年に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）において、精神障害者保健福祉手帳の制度が創設され、手帳に基づく各種の援護を受けることができるため、所持者数は年々増加し、平成21年度は973人に至っている。

今後、精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を進める必要がある。

平成18年度から障害者自立支援法の施行に伴い、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスを利用できるようになった。

精神障害者保健福祉手帳等所持者数（平成22年3月末現在）

区 分		年 度	21 年 度
自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数			2,647
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 所 持 者 数			973
	1 級		105
	2 級		677
	3 級		191

(4) 障がい者福祉対策 2-3

事業名	事業の概要
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付する。
特別障害者手当支給事業	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者に対し、月額26,440円を支給する。
障害児福祉手当支給事業	日常生活において常時介護を必要とする程度の在宅の障がい児に対し、月額14,380円を支給する。
重度心身障害者医療助成事業	重度の心身障がい者の医療費のうち本人一部負担額（入院時食事療養費を除く。）から、月額500円を控除した額を助成する。
発達障害者圏域支援体制整備事業	発達障がい児・者に対するライフステージに応じた一貫した支援を的確に行うため、個々の発達障がいの状態に応じた個別の支援計画を作成して必要な支援を行う。
グループホーム等開設補助事業	施設から退所した障がい者が入居するためのグループホーム等を開設した事業者に対し、補助金を交付する。
福祉タクシー利用助成事業	重度の心身障がい者に対し、福祉タクシー利用助成券（年間10,000円）を交付する。
盲導犬飼育助成事業	盲導犬の飼育管理等に要した経費に対し、助成金を交付する。
自立支援医療給付事業	障がいの除去又は軽減、機能の回復等を目的とした手術治療等にかかる費用の一部を支給する。
介護給付費・訓練等給付費	障がい者がその障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスを提供する。
補装具費支給事業	障がいのある部位を補って日常生活や社会活動を増進するため、必要な用具の製作や修理に要する費用の一部を支給する。（付表1参照）
通所サービス利用促進事業	制度改正に伴う事業者に対する激変緩和措置として、事業所において実施される送迎サービスに要する費用に対し助成する。
障害者相談支援事業	在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用及び社会生活力の向上のための支援、ピアカウンセリング並びに情報の提供を総合的に行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援する。2市1町で実施。
コミュニケーション支援事業	障がい者とその他の者の意思疎通を仲介するため、本庁1階総合案内に手話通訳者を配置し、また、佐賀県聴覚障害者協会に委託して手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。
奉仕員養成研修事業	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を養成する。

対 象	平成21年度実績	平成21年度決算額	平成22年度予算額
小児慢性特定疾患児	給付件数 2 件	千円 180	千円 150
20歳以上の心身障がい者で、在宅で生活し、政令で定める程度の障がいの状況にある者	給付件数延べ 1,998件	52,827	55,313
20歳未満の心身障がい児で、在宅で生活し、政令で定める程度の障がいの状況にある者	給付件数延べ 1,695件	24,374	23,742
・ 1、2級の身体障害者手帳所持者 ・ I Q35以下の療育手帳所持者 ・ 3級の身体障害者手帳所持者で、かつ I Q50以下の療育手帳所持者	助成件数 一般 53,293件 老人医療受給者 56,047件	441,621	435,000
発達障がい児・者	個別支援計画作成者数 0 人 進学先への移行支援者数 0 人	0	2,000
施設から退所した障がい者が入居するためのグループホーム等を開設した事業者	交付件数 2 件	400	2,000
・ 上肢、下肢、体幹障がい 1種1、2級 ・ 視覚障がい 1種1、2級 ・ 内部障がい 1種1級 ・ 知的障がい 療育A ・ 精神障がい 1、2級	助成件数 2,231件	15,652	16,696
盲導犬使用者証の交付を受けた視覚障がい者	給付件数 1 件	72	72
18歳以上の身体障害者手帳所持者	給付件数 腎臓 9,210件 心臓 129件 肢体 192件	262,949	253,412
身体障がい、知的障がい及び精神障がいを有する障がい児・者	サービス支給決定者数 延べ1,386人	2,217,086	2,410,000
身体障害者更生相談所の判定の結果、補装具が必要と認められる身体障害者手帳所持者	支給決定件数 503件	42,345	38,000
新体系の日中活動事業所又は旧体系の通所施設	対象事業所数 23か所	28,079	32,271
委託先 社会福祉法人長興会 特定非営利活動法人プラットさが 佐賀整肢学園こども発達医療センター	延べ相談件数 10,288件	24,600	24,600
聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者	配置人員 1 人 派遣回数 手話通訳者 175回 要約筆記者 6 回	2,498	2,610
市内居住又は勤務する者で、手話・要約筆記に興味があり、ほぼ全ての講座を受講できるもの	修了者数 手話 17名 要約筆記 8 名	490	775

事業名	事業の概要
日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図るため、入浴補助用具などの日常生活用具の給付又は貸与を行う。(付表2参照)
移動支援事業	屋外での移動が困難な在宅の障がい者等に外出のための支援を行う。
地域活動支援センター事業	障がい者の日中の活動の場として地域活動支援センターを設置し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。
福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な支援を行う。
障害者訪問入浴サービス事業	歩行が困難な身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
更生訓練費給付事業	障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び旧身体障害者更生施設及び授産施設において訓練を受けている者に対し、より効果的に訓練が受けることができるよう更生訓練費を支給する。
施設入所者就職支度金給付事業	障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び旧身体障害者更生施設及び授産施設において訓練を終了した者で、就職等により自立するものに対し、就職支度金を支給する。
日中一時支援事業	日中、障がい者支援施設等において、障がい児等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行う。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許を取得する場合に、また、就労等に伴い、自ら所有し、運転する自動車の改造を必要とする場合に要する経費の一部（限度額10万円）を助成する。
障害者体育大会の開催	障がい者の体力維持や社会参加の促進を図るとともに、市民の障がい者に対する理解を深めるため、障がい者の体育大会を開催する。

対 象	平成21年度実績	平成21年度決算額	平成22年度予算額
重度の身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者であって、当該用具を必要とする者	給付決定件数 996件	千円 43,170	千円 43,519
屋外での移動が困難な在宅の障がい者等	利用者数 122人 延べ利用時間数 9,739.5時間	17,750	18,000
委託先 11事業所	延べ利用者数 19,184人	60,532	65,500
家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者（常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）	利用者数 6人	1,284	2,553
歩行が困難な在宅の身体障がい者	利用者数 8人 延べ利用回数 317回	3,963	3,700
就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び旧身体障害者更生施設及び授産施設において更生訓練を受けている者	給付者数 183人	810	960
就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用し、又は旧身体障害者更生施設及び授産施設において更生訓練を終了し、就職又は自営により施設を退所することとなった者	給付者数 5人	180	180
日中における活動の場の確保が、一時的に必要な障がい児・者	利用者数 187人 延べ利用回数 4,612回	15,426	17,800
自動車運転免許 身体障害者手帳又は療育手帳所持者 自動車改造 就労等に伴い、自ら所有し、運転する自動車の改造を必要とする身体障害者手帳所持者	助成件数 自動車運転免許 5件 自動車改造 10件	1,370	1,000
市内居住の障がい者	参加者数 279人	460	430

(付表1) 補装具の種類

種	目
義 肢	
装 具	
座位保持装置	
盲人安全つえ	
義 眼	
眼 鏡	
補聴器	
車いす	
電動車いす	
歩行器	
座位保持いす	
起立保持具	
頭部保持具	
排便補助具	
歩行補助つえ	
重度障害者用意思伝達装置	

(付表2) 日常生活用具の種類

種	目
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台
	特殊マット
	特殊尿器
	体位変換器
	移動用リフト
	訓練いす（児のみ）
	浴槽内昇降機
自立生 活支援 用具	入浴補助用具
	便器
	頭部保護帽
	歩行補助杖
	移動・移乗支援用具
	特殊便器
	火災警報機
	自動消火器
	電磁調理器
	歩行時間延長信号機用小型送信機
在宅療 養等支 援用具	聴覚障害者用屋内信号装置
	透析液加温器
	ネブライザー
	電気式たん吸引器
	酸素ボンベ運搬車
情報・ 意思疎 通支援 用具	盲人用体温計（音声式）
	盲人用体重計
	携帯用会話補助装置
	情報・通信支援用具
	点字ディスプレイ
	点字器
	点字タイプライター
	視覚障害者用ポータブルレコーダー
	視覚障害者用活字文書読上装置
	視覚障害者用拡大読書器
	盲人用時計
	聴覚障害者用通信装置
	聴覚障害者用情報受信装置
排泄管 理支援 用具	人工喉頭
	点字図書
	ストーマ装具
住宅改 修費	紙おむつ等
	収尿器
住宅改 修費	居室生活動作補助用具
	天井走行型リフト

13. その他の福祉

(1) 災害救助

① 災害救助法にもとづく救助

災害で広範囲におよび救助を必要とする者が多数ある場合には、法律の適用を受けて救助が行われる。

② 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する法律による救済

自然災害により死亡した者があるときは、その遺族に対して災害弔慰金を支給し、又、自然災害により世帯主が1ヶ月以上の負傷を負った場合、住家が全壊、又は半壊した場合等には、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けをする。

③ 小災害罹災者に対する見舞金及び見舞品の支給

火災又は洪水等で、災害救助法並びに災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例の適用を受けることができない災害の場合には、その災害の程度により罹災者の自立更正を助けるため見舞金・見舞品を支給している。

○ 見舞金・見舞品支給基準

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
見 舞 金	全壊・全焼 全流失等	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	5人世帯の金額に 1人増すごとに 10,000円を加える
	半壊・半焼 半流失等	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	5人世帯の金額に 1人増すごとに 5,000円を加える
見 舞 品 (全壊・全焼) (全流失のみ)	毛 布	1枚	2枚	3枚	4枚	5枚	5人世帯の枚数に 1人増すごとに1枚 加える
	洗面セット	1箱	1箱	2箱	2箱	3箱	3箱

○ 罹災状況

(単位：世帯数)

種 類 \ 年 度	17 年 度	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度
全壊・全焼・全流失	24	22	11	14	9
半壊・半焼・半流失	4	0	0	1	4

(2) 戦傷病者及び戦没者の遺家族等の援護

① 戦没者（軍人・軍属・準軍属）の遺族援護

ア 恩給法…普通恩給（加算関係）・傷病恩給・扶助料

イ 援護法…弔慰金・遺族年金・給与金・傷病年金

ウ 特別法…戦没者の妻に対する特別給付金・戦傷病者の妻に対する特別給付金・戦没者の父母に対する特別給付金・特別弔慰金等の受給関係の受付事務

② 戦没者慰霊祭への補助等

市単独事業として遺族会、戦没者の慰霊祭等への補助金の交付、その他の援助を行っている。

・援助、給付事務等の処理状況 (単位：件)

区 別 \ 年 度		17	18	19	20	21
特 別 弔 慰 金		1,777	284	269	0	57
特 別 給 付 金（戦 没 者 の 妻）		4	7	3	0	0
" （戦 傷 者 の 妻）		0	59	5	1	3
" （戦 没 者 の 父 母）		0	0	0	0	0
特 別 給 付 金	国 債 貸 付	0	0	0	0	0
	" 買 上	0	0	2	2	0
特 別 弔 慰 金	国 債 貸 付	0	2	0	0	0
	" 買 上	0	13	2	4	2
戦 傷 病 者 乗 車 券 引 換 証		22	29	22	19	14

14. 民生委員・児童委員

民生委員法（昭和23年法律第198号）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

(1) 制度のあゆみ

民生委員・児童委員制度は、我が国特有の制度であり、我が国の社会福祉事業の歴史の中で、極めて重要な役割を果たしてきました。

①	岡山県で「済生顧問制度」が創設された。（大正6年）
②	大阪府で「方面委員制度」が創設された。（大正7年）
③	佐賀県で「方面委員制度」が創設された。（大正13年） 佐賀県社会事業協会が設置主体となり「佐賀県方面委員制度」が創設された。
④	全国で「方面委員制度」が創設された。（昭和3年頃） 済生顧問と方面委員の両制度を基に、各都道府県に方面委員制度が置かれた。
⑤	方面委員令が公布され、法令に基づく制度が確立した。（昭和11年） 方面委員令が公布され、国の法令に基礎を置く制度が確立し、今日の民生委員制度の原型ができた。
⑥	方面委員から民生委員に名称が変更された。（昭和21年） 民生委員令の制定に伴い、名称が方面委員から民生委員に変更され、職務内容も貧困者の指導援助だけでなく、児童・母子・老人等、広く地域住民を対象にすることになった。
⑦	児童福祉法の制定（昭和22. 12. 12） 児童福祉法が制定され、民生委員は児童委員に充てられることになった。
⑧	民生委員法の制定（昭和23. 7. 29） 民生委員制度をより適正に組織づけるため、民生委員法が制定された。
⑨	主任児童委員制度が創設された。（平成6. 1. 1） 児童を取り巻く社会環境の変化に対応するため、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生児童委員として「主任児童委員制度」が発足した。

保
福
健
社

(2) 任務・定数・任期・身分

① 任務（民生委員法第1条）

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

② 定数（民生委員法第4条）

民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、県知事が、市町村の区域ごとに、その区域の市町村長の意見を聞いて定める。

③ 任期（民生委員法第10条）

民生委員（児童委員）の任期は3年（補欠委員の任期は、前任者の残任期間）とする。

④ 身分（地方公務員法第3条第3項第2号）

民生委員の身分は、「法令により設けられた委員の職で非常勤のもの（地方公務員法第3条第3項第2号）」にあたり、特別職の地方公務員に該当すると解されている。特別職の地方公務員といっても、地方公務員法の適用はなく、民間奉仕者としての特色ある活動は制限されない。

(3) 職務内容

① 民生委員の職務内容（民生委員法第14条）

住民の生活状態を必要に応じ、適切に把握しておくこと。
援助を必要とするものがその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
上記の他、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

② 児童委員の職務内容（児童福祉法第17条）

児童や妊産婦につき、常に、その生活、環境の状況を適切に把握し、その保護、保健、その他福祉に関し援助、指導する。
児童福祉司や福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力する。

③ 主任児童委員の職務内容（主任児童委員設置運営要綱）

児童委員が、担当地区の児童や妊産婦等に対して行う調査・指導等の活動に対し必要な援助・協力を行うこと。特に、次の事項は、児童委員の活動に積極的に援助・協力することが望ましい。
保護者から置き去りにされた児童、虐待されている児童等の発見や実情把握。
各種の福祉施設の紹介、斡旋
児童相談所等からの調査委嘱、指導の委託に基づく調査・指導、その他関係機関に対する協力事項。
児童福祉施設入所中の児童と保護者との間の連絡調整。
児童福祉施設を退所した児童とその保護者の事後指導。
個別世帯に対する指導援助等が必要な事例を発見したときは、速やかに、その世帯が生活する区域担当の民生委員・児童委員に連絡し、必要な指導援助を要請する。 (自らは、個別世帯の指導援助等は、行わないことを原則とする。)

(4) 民生委員・児童委員の定数（平成22年4月1日現在）

民生児童委員数（単位：人）	535 [54]
---------------	----------

[] は、主任児童委員数（民生児童委員数に含む。）

(5) 地区協議会別委員数

平成22年4月1日現在

地区名	定 数	内 訳		地区名	定 数	内 訳	
		男	女			男	女
勸 興	(2) 15	6	9	久保泉	(2) 10	3	7
循 誘	(2) 25	13	12	蓮 池	(2) 7	4	3
日 新	(2) 23	8	15	新 栄	(2) 15	6	9
赤 松	(2) 18	2	16	若 楠	(2) 19	3	16
神 野	(2) 25	4	21	開 成	(2) 18	3	15
西与賀	(2) 14	7	7	諸 富	(2) 25	15	10
嘉 瀬	(2) 11	5	6	大 和	(3) 51	19	32
巨 勢	(2) 11	9	2	富 士	(2) 27	17	10
兵 庫	(2) 19	8	11	三 瀬	(2) 10	7	3
高木瀬	(2) 29	10	19	川 副	(3) 47	31	16
北川副	(2) 25	13	12	東与賀	(2) 20	9	11
本 庄	(2) 22	13	9	久保田	(2) 18	12	6
鍋 島	(2) 19	10	9				
金 立	(2) 10	7	3	合 計	(54) 533	244	289

() は、主任児童委員数（民生児童委員数に含む。）

(6) 経験年数調

3年未満	3～5年	6～9年	10～19年	20～29年	30年以上
241	128	79	76	8	1

(7) 活動状況

民生委員定数（主任児童委員を含む） 535人

項 目				年間取扱件数	年間 1 人あたりの取扱件数	備考
相 談 ・ 支 援 件 数	(内 容 別)	在宅福祉	(1)	4,165	7.8	
		介護保険	(2)	752	1.4	
		健康・保健医療	(3)	2,858	5.3	
		子育て・母子保健	(4)	702	1.3	
		子どもの地域生活	(5)	4,936	9.2	
		子どもの教育・学校生活	(6)	1,321	2.5	
		生活費	(7)	851	1.6	
		年金・保険	(8)	192	0.4	
		仕 事	(9)	254	0.5	
		家族関係	(10)	1,048	2.0	
		住 居	(11)	395	0.7	
		生活環境	(12)	1,271	2.4	
		日常的な支援	(13)	6,470	12.1	
		その他	(14)	6,852	12.8	
		計	(15)	32,067	59.9	
	(分野別)	高齢者に関すること	(16)	19,418	36.3	
		障がい者に関すること	(17)	1,174	2.2	
		子どもに関すること	(18)	7,187	13.4	
		その他	(19)	4,288	8.0	
		計	(20)	32,067	59.9	
その 他の 活動 件数	調査・実態把握	(1)	47,592	89.0		
	行事・事業・会議への参加・協力	(2)	15,666	29.3		
	地域福祉活動・自主活動	(3)	26,473	49.5		
	民児協運営・研修	(4)	12,343	23.1		
	証明事務	(5)	1,069	2.0		
	要保護児童の発見の通告・仲介	(6)	306	0.6		
回 訪 数 問	訪問・連絡活動	(7)	79,584	148.8		
	その他	(8)	42,644	79.7		
整 連 回 絡 数 調	委員相互	(9)	15,725	29.4		
	その他の関係機関	(10)	11,540	21.6		
活動日数			(11)	84,144	157.3	

15. 生活保護

(1) 佐賀市の保護状況の推移 2 - 6

本市における生活保護の状況は、昭和55年の被保護世帯数1,124世帯、被保護人員2,191人、保護率13.4%をピークに微増減していましたが、昭和62年より減少傾向に転じ、平成8年度には764世帯、1,052人、保護率6.2%まで減少しました。

その後、平成17年、19年の2回にわたる市町村合併による影響もあり、平成19年度には1,376世帯、1786人と増加に転じました。

さらに平成20年秋のリーマンショック以降の急激な景気の悪化に伴い、生活保護の申請が急増し、平成22年12月末の被保護世帯数1,909世帯、被保護人員2,464人、保護率10.4%に達しています。

このような状況の中で、第二のセーフティネット支援としての住宅手当や保護の実施体制の整備充実、各種社会資源の活用及び関係諸機関との連携に努め、被保護世帯の適正な保護の確保と自立助長を図っております。

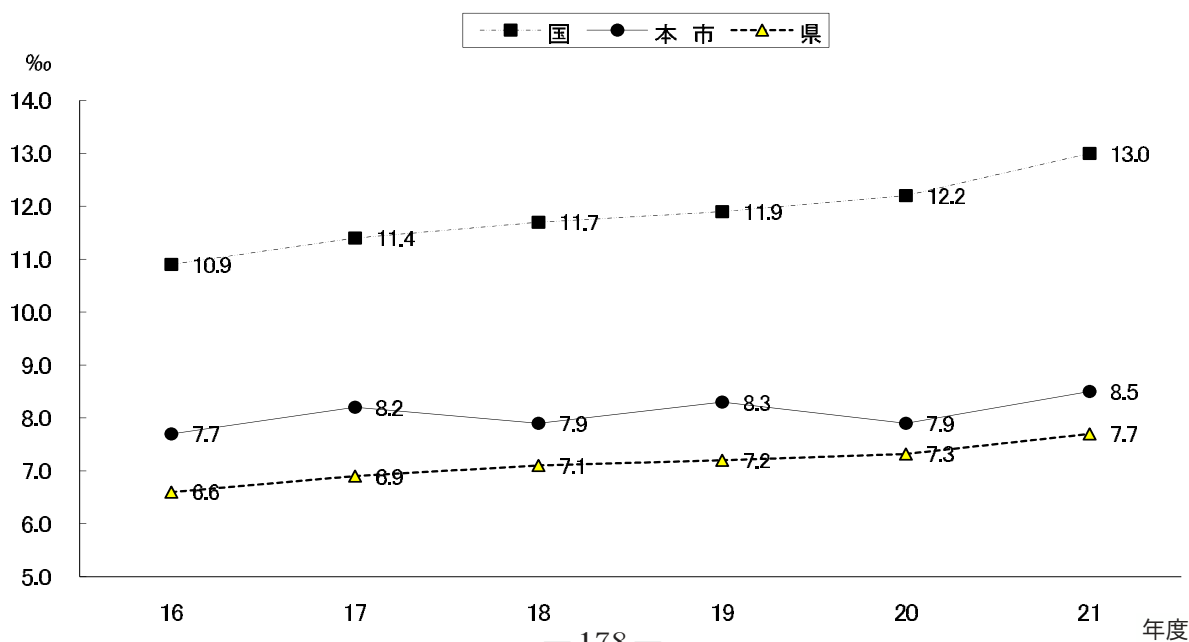
佐賀市における最近の保護傾向は、次表のとおりです。

○ 被保護世帯・人員の推移

年度	被保護世帯	指 数	被保護者数	指 数	保護率（％）（人口千対）		
					本 市	県	国
16	1,030	100	1,328	100	7.7	6.6	10.9
17	1,138	110	1,484	112	8.2	6.9	11.4
18	1,278	124	1,680	127	7.9	7.1	11.7
19	1,376	134	1,786	134	8.3	7.2	11.9
20	1,487	144	1,929	145	7.9	7.3	12.2
21	1,656	161	2,137	161	8.5	7.7	13.0

$$\text{指 数} = 16\text{年度} / 100 \qquad \text{保護率} = \frac{\text{被保護者数}}{\text{推 計 人 口}} \times 1000$$

（図 1）保護率の推移 （人口1,000人当たりの比率）



○ 扶助費の年度別比較
(人 員)
(年度別月平均)

年度 (月平均)	区分	現に保護を受けた者		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		出産扶助		生業扶助		葬祭扶助	
		世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
16		1,030	1,328	885	1,164	780	1,009	34	64	136	141	917	1,120	0	0	0.3	0.3	0.8	0.8
17		1,138	1,484	982	1,304	851	1,120	45	76	165	171	1,014	1,233	0	0	17.0	19.0	0.8	0.8
18		1,278	1,680	1,101	1,478	934	1,256	59	100	201	207	1,124	1,373	0	0	19	22	1.0	1.0
19		1,376	1,786	1,238	1,632	1,017	1,368	57	97	238	246	1,281	1,614	0	0	14	17	2	2
20		1,487	1,929	1,351	1,773	1,111	1,492	58	90	275	283	1,374	1,723	0	0	20	22	2	2
21		1,656	2,137	1,518	1,978	1,230	1,641	69	109	286	295	1,520	1,897	0	0	26	30	3	3

(単位：千円、％)

(扶 助 費)

年度 種類	区分	16		17		18		19		20		21	
		扶 助 費	構 成 比	扶 助 費	構 成 比	扶 助 費	構 成 比	扶 助 費	構 成 比	扶 助 費	構 成 比	扶 助 費	構 成 比
生 活		723,231	28.6	784,715	27.6	863,149	26.9	928,496	28.0	1,000,280	27.5	1,133,666	28.4
住 宅		203,709	8.1	228,123	8.0	254,950	8.0	284,511	8.6	318,994	8.8	372,386	9.3
教 育		5,464	0.2	6,244	0.2	8,057	0.3	7,584	0.2	7,433	0.2	11,983	0.3
介 護		36,647	1.4	56,800	2.0	65,780	2.0	79,607	2.4	103,419	2.9	100,289	2.5
医 療		1,495,009	59.1	1,696,337	59.7	1,918,414	59.9	1,905,686	57.5	2,081,639	57.3	2,240,108	56.1
出 産		0		0		120		193		0		0	
生 業		123	0.1	4,831	0.2	5,614	0.2	4,944	0.3	5,916	0.3	8,493	0.4
葬 祭		1,402		277		2,634		4,806		5,435		5,694	
施設事務費		62,375	2.5	65,757	2.3	85,792	2.7	97,263	3.0	109,327	3.0	117,692	3.0
計		2,527,960	100.0	2,843,084	100.0	3,204,510	100.0	3,313,090	100.0	3,632,443	100.0	3,990,311	100.0

○ 世帯類型別被保護世帯数（22年4月分）

区 分	世帯数・比率	世 帯 数	比 率
高 齢 者 世 帯		869	49.1
母 子 世 帯		76	4.3
障 が い 者 世 帯		183	10.3
傷 病 世 帯		530	30.0
そ の 他		111	6.3
計		1,769	100.0

○ 労働力類型別の保護世帯の状況

（22年4月分）

世帯類型 労働力類型		現に保護を受けた世帯（月中）						計	構成比
		高齢者	母 子	障害者	傷 病	その他	医療扶助 単 給 (再掲)		
世帯主が働いている	常 用 勤 労 者	17	18	16	39	26	1	116	6.5
	日 雇 労 働 者	2		1				3	
	内 職 者	1						1	
	そ の 他	2	1	4				7	
世帯員が働いている		3	5	4	16	9		37	2.1
働いているものがない		844	52	158	475	76	45	1605	90.7
計		869	76	183	530	111	46	1,769	99.3

16. 人権・同和政策 2 - 9

(1) 同和行政推進機関

① 佐賀市同和対策推進委員会（24名程度）

委員長 副市長

副委員長 保健福祉部長

委員 各部長、市長事務部局の副部長、各支所長、委員長が指名する職員

幹事 職員のうちから委員長が任命

② 佐賀市部落差別撤廃・人権擁護審議会（15名以内）

会長 1名

副会長 1名

委員 13名

※委員は、学識経験を有する者及び各種団体代表者から市長が委嘱

(2) 隣保館

① 隣保館の設置目的

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域住民に対して生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行い、もって地域住民の社会的、経済的、文化的生活の向上を図ることを目的とする。

② 名称 佐賀市隣保館

着工 昭和61年10月24日

完成 昭和62年3月16日

開館 昭和62年4月1日

所在地 佐賀市多布施三丁目16番10号

構造 鉄骨2階建

建物 延床面積340平方メートル

内容 1階 事務室 調理実習室 児童研修室

2階 保健相談室 和室（教養娯楽室） 大会議室

③ 隣保館の組織及び職員構成

ア 組織

保健福祉部 ―― 人権・同和政策課 ―― 隣保館

イ 職員構成

館長 （職員）1名

指導員 （嘱託）2名

生活相談員 （嘱託）1名

④ 事業

○ 各種相談事業

ア 生活相談

地域住民の生活上の各種相談を受け、適切な助言と指導を行い、関係機関と十分な連携を取り合って、地域住民の生活の安定と向上を図る。

イ 健康相談

地域住民の健康の維持、増進を図るため、医師、保健師、栄養士等による、成人、妊産婦、乳幼児の健康相談、精神衛生等保健指導に努める。

ウ 福祉相談

生活困窮者、身体障がい者、老人、母子、父子家庭の生活向上と安定のため各関係課と十分に連携をとりあって指導助言を行う。

エ その他の相談

青少年健全育成、教育問題、住宅問題、人権、職業等にかかわる相談を受け、関係機関と十分に連携をとりあって指導助言を行い、地域住民の生活の向上を図る。

○ 啓発活動

ア 憲法の理念である人権尊重の立場から、人権擁護思想の普及及び高揚に努める。

イ 学習会、各種教室の開催

成人解放学習会 識字学級 書道教室 生け花教室 フォークダンス教室 茶道教室 謡曲教室

○ 広報事業

「隣保館だより」を発行し、人権・同和問題等を掲載し、市民の人権意識の高揚及び啓発に努める。

⑤ 隣保館運営審議会

委員 10名

各種団体代表ほか

任務 隣保館に関する重要事項の調査審議

(3) 人権・同和教育及び啓発 2-9

① 人権・同和教育推進の体制づくり

人権啓発推進リーダーの育成を図り、職場や地域における人権教育・啓発の推進を図る。

・人権啓発推進リーダーの育成

市職員、社会同和教育指導員、社会教育関係団体役員等の計画的な研修会を実施し、人権啓発推進リーダーの育成を図る。

② 相談機関との連携、啓発活動の推進

人権・同和問題に対する正しい認識と理解をいっそう深めるため、人権問題に関する相談機関

との連携を図るとともに、教育・啓発のあり方に関する調査・研究を進めながら啓発活動を展開していく。

- ・教育・啓発に係る調査・研究

各種研修会参加者等へのアンケート調査を行い、人権・同和問題を自分自身の問題として共感できる教育・啓発のあり方に関する調査・研究の推進を図る。

- ・広報誌等による啓発

市報に、人権・同和問題特集記事を年2回、身近な人権問題を題材にした人権コラムを毎月（年12回）掲載し、啓発を図る。

- ・人権・同和問題研修会等の開催

人権・同和教育学級、同和問題講演会等を開催し、啓発活動の推進を図る。

③ 社会人権・同和教育の推進

人権・同和問題について、広く市民の認識と理解を深めてもらうため、社会人を対象にした人権・同和教育を進めるとともに、企業等が人権・同和問題研修に積極的に取り組めるよう、適切な指導・助言を行うことによって、すべての市民の人権が尊重され、共に支えあい、共に生きる「共生社会の実現」を目指す。

- ・社会人権・同和教育推進体制の充実

各社会人権・同和教育推進協議会及び社会教育関係団体等の自主的な研修体制への指導・援助により、推進体制の充実を図る。

- ・人権・同和教育機会の拡充

地域や企業等に対する講師の紹介・派遣、研修教材の提供等を行い、自主的な研修会や社内研修に対する支援を行う。

- ・人権・同和教育諸機関との協力

人権・同和教育諸機関との協力体制を強固なものとし、社会人権・同和教育の推進及び組織体制の充実を図る。

- ・新たな人権課題への取組

国際化や高度情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化に伴い、今後新たに生じる人権課題についても状況に応じた取り組みを行う。

- ・教育集会所等の機能充実

地域住民の生活の改善・安定と、福祉の向上を図るため、相談事業の充実・強化等、必要な施策を展開するとともに、地域のコミュニティセンターとして、教育集会所等の機能の充実を図る。